

審査基準及び標準処理期間の設定

番号	根拠法令等の名称	根拠法令等の条項	許認可等の種類	処分権者 (担当課)
5	青森市横内川水道水源保護条例	第15条	許可・事前協議の内容変更の同意	青森市公営企業 管理者企業局長 (総務課)

審査基準

条例の許可を受けた方(=許可行為者)が、許可や事前協議の内容を変更(制限行為の廃止を含む。)しようとするときは、あらかじめ**制限行為許可申請・事前協議事項変更届出書(様式第13号)**または**制限行為廃止届出書(様式第14号)**を公営企業管理者(=管理者)に届け出ます。(※各様式は条例施行規程「様式」を御覧下さい。)

変更の例

1. 事業場等の名称が変わった。
2. 事業場等の所在地が移った。
3. 制限行為の種類が変わった。
4. 工事予定期間が長く(短く)なった。
5. 事業場等供用開始予定年月日が遅く(早く)なった。

管理者は、変更される内容が、同意できるものかどうかを確認し、同意可能なものであれば、その旨を許可行為者に通知します。

※この手続きで同意できる変更は、変更前と比べ水道水源や周辺環境に影響がないと判断できる内容に限ります。許可通知や事前協議完了にあたって、その内容が前提条件であった重要な事項の変更については、新規に事前協議を申し出し、事前協議完了後、許可申請を行わなければなりません。

標準処理期間 7日 (※上記手順のうち の処理に要する期間です。)

経由機関での期間	処理機関での期間	うち協議機関での期間	計
		日	
日	7日	1日	7日